



海老名市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月28日

海老名市教育委員会



教育長

伊藤文康

海老名市教育委員会規則第 4 号

海老名市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

海老名市立図書館条例施行規則（昭和５９年教委規則第３号）の一部を次のとおり改正する。

第３条及び第４条中「の各号」を削る。

第１０条中「著作権法」の次に「（昭和４５年法律第４８号）」を加える。

第１１条第３号中「前各号」を「前２号」に改める。

第１２条中「の各号」を削る。

第１３条第１項の表中「貸出期間」を「館外貸出期間」に改め、同条第３項中「館外貸出し期間」を「館外貸出期間」に改め、同条第４項中「貸出期間」を「館外貸出期間」に改め、同条に次の１項を加える。

５ 前各項に定めるもののほか、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、図書館資料の館外貸出期間及び貸出数を変更することができる。

第１６条第２項中「必要があると認めるとき」を「特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て」に改める。

第１８条中「第１８条」を「第１６条」に改める。

附 則

この規則は、令和７年９月１日から施行する。

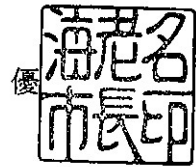


海老名市告示第 207 号

海老名市指定下水道工事店を下記のとおり指定したので告示する。

令和 7 年 8 月 28 日

海老名市長 内 野



記

指定番号	工事店名	代 表 者	所 在 地
623	有限会社トーショー	梅野 洋	横浜市瀬谷区竹村町11番地17号